

佐賀藩における戦死者供養と家名再興

野口朋隆

はじめに

周知のように、近世初頭に起きた大坂夏冬の両陣や島原の乱以降、大名家が大規模な戦争に参加することは幕末に至るまでなかつた。しかし武士は戦鬪者としての職分を有し、大名家は家臣団編成を行い、即座に出動出来るだけの軍團を有する軍事集団でもあつた。そして大名家が戦争における戦死や戦功といった出来事に大きな関心を持つていたことは、大名家の史料、いわゆる大名家文書のなかに、先祖の戦功や戦死者を記した系図・家譜や戦功書など、先祖の戦死や戦功を記した史料が多く残されていることからも明らかであろう。

大名家内における戦死者をめぐる状況や歴史的意義について、日本近世史では管見の限り研究がほとんど無いのが現状である。このため幕藩領主が行つた戦死者慰靈の具体的な在り方についても不分明なことが多い。こうした中で、前代の中世との関連として、中世では国家によつて敵味方の区別無く戦死者の慰靈が行わっていたものが、近世以降、行われなくなることが指摘されている。^①誰が戦死者を慰靈するのか、またその意味を問うていくことは、「国家」としての権力構造や国制とも密接に関わる問題であり検討していく必要がある。

ところで、言うまでもなく近世武家社会における基本的な社会単位は「家」であり、武士の間では、家系図や名字、さらに「家」の根源としての先祖が重視された。そして、こうした「家」的観念においては、家督の連續こそが「家」の連續として最も希求されたが、なかには、相続者がいなかつたり刑罰を受けるなどして、家名が断絶したり牢人となることもあります。鍋島家では、江戸時代を通して恩赦を行う中で、家名断絶や牢人に対して、先祖が戦死をしていたり戦功を有するという理由により、家名の再興や帰参を行つてゐる。戦死・戦功という由緒に基づく恩赦による家名再興は、再興する側（主君）とされる側（家臣）それぞれにとって、どのような歴史的意味を持つのであらうか。以前、旧稿において、鍋島家では、江戸時代を通して、家臣団に対しても戦功書や家譜を提出させ、家臣団の先祖の活動（戦死や戦功）を集積する戦功改を実施して、戦死者の家名を相続している家督者を認知していくとともに、戦死者の子孫のみ鍋島家が主催する年忌法要への参加を許可していくことを指摘したことがある。^②ただ、そのなかで、戦死者をめぐり、主君と家臣、それぞれがどのような意図をもつて追悼を行つていたのか具体的な状況については考察することが出来なかつた。そこで本稿では、藩がどのように戦死者供養の場を創り出し、また家臣団にとつての戦死・戦功の意味を考えてみたい。

第一章 藩主家の年忌法要と戦死者の供養

(1) 藩祖直茂の追善供養

江戸時代を通して佐賀藩では、藩主家の先祖の年忌法要を営んでおり、この他、天正一二（一五八四）年、肥前国島原半島における沖田畷の合戦や、同じ肥前国島原半島で寛永一四（一六三七）年に起きた島原の乱における戦死者供養を行っている。沖田畷の年忌法要については、鍋島家では、旧主であり親族でもあつた戦国大名竜造寺家と系図を連続させていたことから⁽³⁾、同合戦で戦死した時の当主竜造寺隆信の年忌法要を兼ねるものとして、同人の菩提寺である佐賀城下宗龍寺で営まれた。それから島原の乱に出身した佐賀藩では、六一七名の戦死者を出しており、その供養は基本的に鍋島家の菩提寺である高伝寺で執り行われていた。

隆信の年忌法要の在り方については、旧稿で述べたことがあるので、本稿では藩主家の先祖の年忌法要について、藩祖鍋島直茂の追善供養をみてみたい。直茂について簡単に述べておくと、天文七（一五三八）年、鍋島清房の二男として誕生し、幼少時には小城郡の千葉家へ養子に行くが、後に鍋島家に戻っている。その後、竜造寺隆信に仕え、天正一二年三月二十四日、隆信が肥前国島原半島の沖田畷で島津・有馬の連合軍と戦い戦死すると、隆信の子政家に仕えた。しかし、同一八年、政家は隠居をするも、その子高房が幼少であったため、豊臣秀吉のもと、直茂が、子勝茂とともに竜造寺家臣團を率いて朝鮮半島へ渡るなど、公儀への奉公を行つた。徳川政権においても、同様に奉公を行い、「御家」の存続に苦心したが、元和四年（一六一八）年六月三日、耳の後ろにできた腫瘍がもとで、八一歳で死去し

た。

鍋島本家の年忌・月忌各法要、祥月命日、盂蘭盆といった先祖供養は、早世した子弟や直茂の祖父清久以前の先祖を除き、全て鍋島家の菩提寺である高伝寺（佐賀郡本庄）において執り行われている。一七世紀中頃以降になると、鍋島本家の先祖供養は、本家だけが執り行うが、直茂の法要について、当初は、必ずしも直茂の家督を継いだ勝茂だけが執り行うものではなかつた。直茂死去後の八月三日、直茂の二男忠茂（肥前鹿島・下総矢作二万五千石）が、鍋島一族であり、国許で勝茂の側近として藩政を担つていた鍋島生三に宛てた書状には、「直茂加州御弔二、三十五日歟、四十九日か、我等々御供養可申（中略）忌日之内一度者從我等供養可申候間、其御心得可有之候」とあり、忠茂は、父の供養のため、三五日か四九日といった忌日いすれかに法要を営むことを望んでいる。その結果、実際に百ヶ日法要を営んでいるのだが、ここから直茂の法要を当主勝茂（本家）のみが営むものではなかつたことが分かる。ただしこれ以降、忠茂を含めた庶子や分家が法要を営む事例は確認できず、寛永元年の七年忌において忠茂は、同じく生三に対して、「馳走」しなくては叶わないとして、家臣嬉野半介を名代として参加させており⁽⁸⁾、本家が法要を執行していた。こうしたことから、忠茂が法要を営んだことは、祭祀の継承において未確定さを残した近世初頭の事例と思われる。

それから、法要時に参加者が求めることとして、勝茂の正室高源院は、いつの年回忌かは不明だが、直茂の法要において「子とものはんしやう、しやわせよく候ハん事、あんノ内」と、子孫繁栄、幸福の祈願をしており、直茂が「仮」「（靈的な）力あるもの」として現世利益を願う対象となつてゐる。もちろん、こうした祈願以外にも、参加者それぞれの思惑はあつた

のであろうが、いざにせよ、一七世紀前中期における藩主家の年忌法要は、鍋島一族の法要としての性格を濃厚に持つていた。

それが享保二（一七一七）年の百年忌を見てみると、より拡大された年忌法要となつており、請役家老多久茂明を法事頭人として、高伝寺の他、直茂が開基となりその位牌と靈屋が置かれた佐賀城下宗智寺と江戸の菩提寺賢崇寺でも法要が當まれた。¹⁰⁾ 領内へは「一日御領中殺生禁斷」が命じられるとともに、家臣団に対しても、直茂へ追腹をした者の子孫が召し出され、銀が下賜されている。また科により家が断絶している戦死者や追腹の子孫に対する恩赦も行われており、先祖山本宗稠が追腹をし戦功もあつた山本権右衛門や、戦功もあり追腹の約束もしていたが直茂死去の前年に死去した中橋平兵衛を先祖とする中橋半左衛門、「先祖式部戦功忠勤之由緒有之」中野主馬の帰参が許されるとともに、五名の家臣（陪臣を含む）に対して、それぞれへ扶持米・切米の拌領や家名再興がなされている。

ここから分かることとして、本来、鍋島一族が供養を行い現世利益を願つていた法要が、請役家老が法要を取り仕切り、殺生の禁止など領民にも影響を与えており、年忌法要がいわば佐賀藩の公的な行事となつていることである。実は請役家老が頭人となつて法事が執行されることとは、天和三（一六八三）年三月二十四日の隆信一〇〇年忌からであり、直茂一〇〇年期も、これを前例として執行されたものと思われる。それから年忌法事が、家臣団の先祖の戦功や追腹という主君への忠節があらわされる場として機能していたことである。その意味と背景については次章以降で述べるとして、ここで注目しておきたいのは、直茂の一〇〇年忌法要において、家臣団の先祖の戦死や戦功といった出来事が持ち出されるとともに、直茂へ追腹した家臣の子孫一二名が参加していることである。五〇年忌につい

ては、史料上の制約により不明とせざるを得ないが、この一〇〇年忌以降、殉死者の子孫は必ず参加している。殉死や戦死・戦功という家臣団の先祖による主君・主家への忠節が、直茂の年忌法要を場・契機として、直茂とともに語られるのであり、年忌法要を通じて、直茂との由緒が大きく意識されることになる。

(2) 藩による戦死者の供養

戦死者の供養において、実際法要に参加する家臣は戦死者の子孫に限定されていたが、この参加者については、各藩主毎に行われた戦功改によつて戦死者の子孫であることが藩から認められることで、年忌法要へ参加することが許可されることになる。¹¹⁾ 戦功改以外でも、藩は、年忌法要が當まる度毎に、家臣団に対して各家の戦死者、及び戦死者の子孫の名前の提出を命じており、藩もまた所蔵している資料をもとに調査を行つていて。例えば、元文元（一七三六）年に島原の乱百年忌の年忌法要を行つた際、戦死者とその子孫を確定した記録「有馬戦死子孫名書御記録」¹²⁾によれば、佐賀藩が「御記録」という所蔵文書に書かれている戦死者名と、家臣団から提出させた家譜や文書を照合して、戦死者の子孫を決定している。このなかで調査をしたのは「御記録」以外にもあり、例えば、小城鍋島家の戦死者については、「御記録ニハ無之候得共、祥光院殿々円通寺江相建置候戦死位牌書載有之付而書出仕候」として、寺院にある戦死者を祀る位牌も調査対象としていた。

藩による戦死者の調査があつても、完全に把握されていた訳ではなく、戦死したことが調査から漏れてしまふ場合もある。天明三（一七八三）年、沖田畷の戦いで戦死した隆信の一〇〇年忌法要が宗龍寺にて執り行われる

にあたって、佐賀藩では家臣団に対し、戦死者に関する問い合わせを行っている。

次の事例は、親類格であった白石鍋島家の家臣成松新十郎が佐賀藩へ提出した「口上覚」である。⁽¹³⁾

口上覚

私祖父成松遠江守弟又兵衛義、天正十二年三月廿四日、隆信公島原御陣之節、討死仕候、乍然、百五十年御忌之節ハ筋目不申上故、御焼香不申上候、対先祖残念至極奉存候、今般任御触達之趣、荒増系図書載仕差出候条、支所無御座候ハバ、筋々被差出御法事之節、御焼香被仰付義も御座候ハバ、乍憚罷出候通、宜御相達可被下儀奉願候、以上

卯三月

成松新十郎

岡又左衛門殿

高木利兵衛殿

此先祖ハ執行越前守弟新助戦死

中小姓 執行利兵衛

此先祖ハ糸山将監戦死

御歩行 糸山清左衛門

右両人願面新十郎訴面同断ニ付不記之

第二章 恩赦による家名再興

成松新十郎の先祖又兵衛は、沖田畷で戦死していたが、一五〇年忌の時には筋目を言わなかつたため、焼香が出来ず、先祖に対し「残念至極」と祖先崇拜を理由にあげ、今回の年忌法要では焼香をしたいと願い出ている。藩も成松新十郎を始め、執行利兵衛や糸山清左衛門の言い分を認め、「成松新十郎・執行利兵衛・糸山清左衛門、願之通御焼香被仰付候」として、参加を許可している。それまで年忌法要において焼香をしていなくても、系図を提出するなどして、子孫であることを藩に認めてもらい、参加して

いくことになる。

年忌法要における子孫の具体的な行動について、天保七（一八三六）年、直臣納富鍋島家（着座）における島原の乱の法要に関する記録「有馬戦死式百年忌御吊ニ付覚書」を見てみると、同年一一月二八日、同家の家臣のなかで、戦死者の子孫は、直臣の戦死者の子孫とともに鍋島（本）家の菩提寺である高伝寺へ赴き、焼香を行い、次に佐賀城へ移動して城内料理間において当主へ御目見を行う。御目見が終わつた陪臣達は、請役所と当主の側方である年寄方それぞれへ、「我々先祖於有馬戦死仕候ニ付、今般御吊被下、我々ニも焼香被仰付、其上於御城被渡御目、重疊難有仕合奉存候」という手札を差し出して先祖供養を主催した当主へ感謝を述べている。戦死者供養は、藩が年忌法要を営み、戦死者の子孫が参加することで、戦死という行為が再び現代に持ち越され、現在の当主が、子孫と御目見を行うことで、「御家」に対する先祖の勲功や忠節を確認していく儀礼行為であつたと考えられる。

本章では、罪を犯したため牢人や家名断絶となりながらも、中世から近世初頭における合戦で先祖が戦死をしたり戦功をあげたという理由から、恩赦によつて家名が再興される事例を通して、藩内において戦死・戦功がどのように位置付けられていたのかという点について検討してみたい。⁽¹⁴⁾

第一節 戦死・戦功による家名再興

年忌法要における牢人に対する恩赦の初発について、時期が確定出来る

ものとして、慶安三（一六五〇）年の直茂^{三三回忌}における恩赦がある。

同年六月三日の年回忌では、執行にあたり、五月二八日、請役家老鍋島（武雄）⁽¹⁶⁾ 茂綱から「手頭」をもつて、家臣の内、牢人となつてゐる者を召し出す旨が達せられ、翌六月一日に牢人であつた内田弥兵衛、嘉村善右衛門、鍋島右京他一人の帰参が許されている。こうした藩主家の先祖の年忌法要を契機とする恩赦によつて、牢人の帰参・召し出しが行われた事については、近世を通して確認することが出来る。なお、佐賀藩では、刑罰により牢人に処され、知行・俸禄を取り上げられても、他藩の様に主君との主従関係が完全に解消され奉公構いとなり領内を自由に離れるということは出来ず、江戸を始め他領へ出ることは禁じられており、領内に居住して慎んではいる必要があつた。もちろん、他家への奉公も出来なかつた。⁽¹⁷⁾

さて、先祖が戦死をしていたり戦功を有していながらも断絶している「家」の家名再興が年忌法要と結び付き、恩赦によつて実施されたことについて、文化一四（一八一七）年、直茂を祀つた松原（日峯）社祭礼時（直茂二〇〇年忌）における史料をあげておきたい。なお、松原社は、明和九（一七七二）年、藩主治茂のもと、佐賀城下松原に直茂を祭神として創建されている。

此通
丑五月廿三日下

今度、日峯社御年祭ニ付、跡方科被仰付置候者共、戦死・戦功等之家筋者名跡被相立、扱又科被仰付置候者御赦免可被仰付段、旧冬被仰出候、就而ハ、唯今究調子相済居候科人之義、一等輕目可被仰付哉、扱又御家中自分申付置候輕罪之者、差免候様可申付哉、旁奉伺候

本史料は、恩赦の発令が前年冬にあつたことから、白石鍋島家がこの処置について、請役所へ伺いを出し回答を得たものである。祭礼（年忌）⁽¹⁹⁾を契機とした恩赦において、科人であつても戦死・戦功の家筋ならば家名再興を行つとしている。先祖の戦死・戦功が、家名を再興するにあたり重要な判断基準となつてゐるのである。

次に、戦死・戦功を理由とした恩赦による家名再興の事例をまとめたのが【表一】である。寛永一〇年の竜造寺隆信五〇年忌から享保二年六月の直茂一〇〇年忌までと、直茂一〇〇年忌から安永五（一七七六）年の万部執行まで実施が途絶えており、安永期以降、回数が増加している。もちろん、その他の事例を見出せなかつたり、史料上の限界もあると思われるが、恩赦による家名再興自体は、近世を通して実施されているが、とりわけ一八世紀以降、戦死・戦功を理由として家名が再興される事例の増加が指摘できる。契機としては、慶弔に限らないものの、竜造寺家兼、同隆信、直茂といった戦国時代から近世初頭における先祖の年忌法要時に実施されることが多い。

寛政七（一七九五）年九月一三日、家兼二五〇年忌における恩赦で家名再興が許された副島家の場合、同久右衛門は、元禄年間に供番を勤めていたが、無調法があり家名断絶となつた。その子源大夫は、他者との交際が禁じられる「道広」くという状態であり、以降、子孫に知行が与えられることはなかつた。それが、副島家の先祖中務太輔の妻が、家兼の兄であつた竜造寺家和の娘であり、また代々の当主も、家兼・隆信時代における諸合戦で戦死をしたり戦功を有してゐることから「格別之家柄ニ付而」、断絶していた家名が再興されている。⁽²⁰⁾

鍋島家では、家兼や隆信を佐賀の国人領主であつた竜造寺家を大きく發

【表二】家名再興の契機

年月日	契機	内容	史料
寛永一〇（一六三三）年三月	隆信五〇年忌	島原戦死の水町勘右衛門跡断絶に付二男で山伏播磨を還俗させ家名再興、牢人古川庄左衛門「祖先ノ戰死ニ対シ」帰参	「勝茂公譜考補」一編二卷八六頁、「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」（鍋島）
享保二（一七一七）年六月二日	直茂一〇〇年忌	「追腹」戰功の子孫帰参召出九人	「吉茂公譜」一編四卷一五六頁
享保一八（一七三三）年三月二十四日	隆信一五〇〇年忌	「戰死戰功之家斷絕之族百武新三郎外五人、帰参」	「宗茂公御年譜」一編四卷三六一頁
安永五（一七七六）年五月一日	万部執行	恩赦・名跡再興二七人	「泰国院御年譜地取」一編六卷二五六頁
安永七（一七七八）年三月二一日	陽泰院一五〇〇年忌	「拔群戰功有之候家筋計を猶又調子」名跡再興一七人	「泰国院御年譜地取」一編六卷三五七頁
天明六（一七八六）年六月二二日	重茂一七年忌	名跡再興五人	「泰国院御年譜地取」一編七卷四九二頁
寛政七（一七九五）年九月二三日	家兼二五〇〇年忌	戦死・戰功の家臣の子孫名跡再興四人	「泰国院御年譜地取」一編九卷五二頁
寛政七（一七九五）年一二月	日峯（直茂）大明神号宣命祝	「戰死戰功之家筋及斷絶候名跡」再興一〇人	「泰国院御年譜地取」一編九卷八〇頁
享和二（一八〇二）年五月二一日	治茂少将転任祝	「御由緒扱又戰死戰功之家筋」名跡再興一〇人	「泰国院御年譜地取」一編九卷五八二頁
享和三（一八〇三）年三月一九日	治茂少将転任祝	「御由緒扱又戰死戰功之家筋」名跡再興一〇人	「泰国院御年譜地取」一編九卷六三九頁
文化四（一八〇七）年	斎直入部祝	田原文哉「戰死之訛を以、筋」名跡再興五人	「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」（鍋島）
文政三（一八二〇）年六月一八日	松原神社祭礼	「戰死・戰功の家筋に付、名跡被相立」	「御意請」（鍋島）文政三年
天保四（一八三三）年三月	隆信二五〇〇年忌	「戰死之旨を以、名跡被相立候」二人	「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」（鍋島）
天保四（一八三三）年五月	万部執行	「先祖戰死之末を以」名跡	「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」（鍋島）
嘉永二（一八四九）年八月	大明神宣命祝	「先祖戰死之末を以」名跡	「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」（鍋島）

*各年譜は『佐賀県近世史料』所収、史料下の巻数は上記史料の巻数をあらわしている

展させた人物として、竜造寺家の先祖のなかでも、とりわけ重要視している。このことは藩主宗茂も編纂事業に携わった『九州治乱記』（『北肥戦誌』）や『肥陽軍記』といった江戸時代の軍記物において、両人の活躍や事跡が多く描かれていることからも窺うことが出来る。両人の年忌法要のみ、藩が営んでおり、他の人物については、一例となるが、享保一二年三月二〇日、長樂庵より竜造寺家和の二〇〇〇年忌の法事をしたいと申し出てきたため、名代を使わしており、藩が直接営むということはしていない。

第二節 家臣による家名再興の嘆願と戦死者への意識

恩赦による家名再興は、家臣からの嘆願によつて行われる場合がある。

嘉永二（一八四九）年五月に千綿家が再興された一件を見てみると、四月、千綿家の一類牛島五左衛門が、当主武右衛門の無調法により断絶した千綿家再興のため願書を提出した。このなかで、牛島は、千綿家の先祖一平が天正一二年三月、竜造寺隆信とともに肥前島原半島の沖田畷で戦死した由緒を述べ、「宗龍寺集位牌ニも右之者姓名御書載相成居」と、隆信の菩提寺である宗龍寺に安置されている位牌に書かれた姓名をもつて戦死したことの証拠とした。そして、一平の孫軍助の島原の乱における戦功を述べて、「戦死・戦功之先祖江追善も不叶仕合実ニ嘆ケ敷參懸御座候、然処、此節戦功の先祖がいながらも家名断絶のため追善供養ができず嘆かわしく思つてゐるので、伝心院（直茂祖父清久）・陽泰院（直茂後室）両明神の大明神号獲得を契機として家名を再興して欲しいというのである。祖先祭祀を理由にあげていることが特徴的である。藩側も、こうした牛島の嘆願を聞き

入れ、五月六日には、「先祖戦死・戦功之家筋ニ付、今度伝心大明神様・陽泰院大明神様、神宣被仰請候被対御祝、名跡被相立候条、人柄一類々奉願候様被仰付候」と、家名再興を許可している。このため、牛島は千綿家の一類の内、武右衛門と又甥の縁にあつた小城鍋島家の足軽村山甚兵衛の二男甚九郎を当主にしたい旨願った。その後、八月一四日には、牛島と甚九郎が同道して佐賀城へ行き、請役家老鍋島茂真から正式に家督相続を許可する旨が達せられている。そして翌一五日には、当主直正へ初御目見を果たすとともに、「名跡之御礼」として、直正へ白麻二〇帖を嫡子直大へ同一○帖をそれぞれ献上するなど、主従儀礼を取り交わしている。知行については分からぬが、佐賀藩では天明四年九月一〇日に出された達においてはこれまで「家柄等之訳を以」半知にて帰参・名跡再興を行つてきたが、今後は、まず小禄にて再興し、その後家督者の奉公次第で本知にもする、と規定されており、甚九郎に対しても、まず小禄が与えられたものと思われる。

それから先祖の戦死を家臣²¹当主がどのように意識していたのかという点について、次の事例を提示しておきたい。天明六年の春、佐賀藩士小川俊顕は、肥前北部の山内地方にある金敷峠（現佐賀市）の古戦場跡に祠を建立しており、ここには次の文字が彫られている。²²

〔表面〕

〔裏面〕

同武藏守信俊

天正十二年甲申三月二十四日

小川筑後守信安神儀

弘治三年丁巳十月十六日

同市右衛門尉家俊

文禄二年癸巳六月十二日

〔右戸〕

三靈神、竜造寺・鍋島之二氏任無ニ勲功顯然、終三代共於戰場遂忠死畢、至死忘後武門 閨光輝故、神靈國家令守護事無疑、依而先祖戦死場於金敷嶺仰小岳明神、國家并小川氏 守護神奉崇者也

〔左戸〕

小岳明神

小川家は竜造寺家以来の譜代家臣であるとともに、鍋島家とも密接な親族関係にあり、右の信俊は鍋島直茂の実弟である。碑面について説明しておくと、まず人名は、歴代の小川家当主であり、その下の年号は、それが討ち死にした年月日を書き記している。一番古い小川信安は、弘治三（一五五七）年一〇月、竜造寺家と山内の領主神代家が合戦を行つた金敷峠²³で討ち死、信俊は、沖田畷で戦死、家俊は秀吉による朝鮮出兵に直茂とともに出陣し、同地において病死している。信安・信俊はいずれも竜造寺隆信の時代に同家の合戦に参加し討ち死にしたもので、家俊が参加した文禄の役は、竜造寺家が作戦・総指揮の主体となつた合戦ではないが、秀吉へ奉公を行ひ竜造寺家が存続していく上で重要な合戦であったと言える。次に、注目したいのは、「右戸」の文面である。やや意味が取りづらい箇所もあるが、小川家の先祖である三人（三靈神）は、竜造寺・鍋島両家に仕え、勲功も明らかであり戦死もしている。死後も武門は輝き、彼らは「國家」を守護するというのである。もちろん、ここでの「国家」とは、「日本国」という広い意味で使用しているのではなく佐賀藩を指していると考えられる。そうすると、俊顕にとつて先祖の戦死は、竜造寺家のためであり、そしてこれらの先祖は、竜造寺家と連続する「御家」である鍋島家をも守護する存在になるというのである。ここでは戦死に忠節を置く価値観と、戦

死後も佐賀藩を守護するという先祖の位置付けを行っていたことが明らかであり、俊顯にとって先祖とは、小川家だけを守護するという単なる祖先崇拜の対象だけではなく、「國家」＝藩と結び付けられているところに特徴がある。

第二章 先祖の戦死・戦功に基づく家名の再興

第一節 主従両者にとって戦死・戦功の持つ意味

家臣が家名再興を願うことについて、鍋島家の家臣山本常朝は、編著『葉隱』⁽²⁵⁾ のなかで、「日峯様御一〇〇年忌の時分、諸牢人不残被召出度こと也。是が御亡者様の第一に御悦可被成御法事にて候。其段は我等請に立也。乍去僕約にて行兼可申候。近年は、牢人者・切腹の跡などは行捨被成、手明槍・牢人など取立無之格のやうに罷成候」と、享保二年の直茂百年忌において、恩赦によって牢人や切腹した侍の家名が再興されることが直茂の一番悦ぶことであるとするともの、近年は僕約のため牢人や罪科によって断絶した侍の家名再興がなされていないと不満を述べている。今は亡き直茂にとつても、自身とともに活動した家臣の子孫が不遇の状態であるのは嘆かわしいと考えるだろうというのが常朝の認識なのである。

そもそも武家社会における主君は家臣（家督者）の戦死に対し、どのような対応をしていたのであろうか。戦国末期の事例を一つだけあげると、天正一四年九月、島津家の北上により同家へ臣従した筑後国の豪族星野家が、筑前若杉城に籠城するものの秀吉軍の立花宗茂に攻められ、当主鎮胤以下、一族・被官が討ち死した。この時、島津義珍（義弘）から生き残った遺児長虎に対して、「今度、到若杉城、鎮胤兄弟之事、当邦以一致之

辻戦死無比類候、殊更、親属已下、数輩同前之由不及言語候、於向後、無忘却可加扶助之条、可御心安候」という感状が与えられている。戦死という忠に報いるため、遺族に対して「家」の存続を保証することは、主君が果たすべき義務と言えるだろう。だからこそ、家臣の側も戦死という行為を行えるのである。主君は、知行の安堵や、子や親族を家督相続者に据えるなどして、「家」の存続に配慮を示す必要があつたと考えられる。

戦死者の子孫に対する家名再興は、武家社会において培われてきた慣習・道徳の存在を無視することはできない。先祖が戦死をしていたり戦功をあげていながらも断絶している家名の再興がなされなければ、先にみた常朝の如く、「御家」・大名当主が勲功を評価しておらず、家臣団の「家」の連続にも配慮していないという不満となるだろう。子孫の「家」が連続していることが重要なのである。分家大名の小城鍋島家の事例だが、天保七年に領内宝珠庵において島原の乱二〇〇年忌法要を行つた際、出席した戦死者の子孫に対して、親類格の鍋島邦衛から当主鍋島直堯の言葉として「いつれも是迄長久有之、目出度被思召候」と伝えられている。戦死者の子孫が連続していることを目出度いとする認識なのである。明和九年四月朔日に本藩主治茂は、家臣団へ代始条目を達するなかで、「当家は譜代之家中、他家ニ勝れたる事候得は、君臣之儀一入重き事候、行跡正敷、才能も有之、用ニ立候者出来候半而不叶事候、飲酒遊侠に耽り、忠孝之道を失ひ、父祖之勤労を忘却せしめ、累代之家名を墜すもの候而是畢竟不便之事候」と述べている。治茂は、主従関係の歴史性を表す「譜代」の重要性を説き、先祖代々、主従の契りを結んできたことを強調しつつ、家臣の「家」の存続を気遣う姿勢を明らかにしている。伝統が強い影響力を持つ近世社会のなかで、主君が先祖の奉公＝忠を軽視したり評価しないのであれば、

先祖から「家」を継承している家臣団にとって、「御家」・当主に対する忠節は揺らぐことになり、ひいては奉公そのものに疑問が生じることになりかねないという構図であることがわかる。

第二節 主従関係の変化

こうした先祖の戦死を再認識していく藩社会のなかで、先祖の戦死・戦功を理由とした家名再興も実施されるが、この背景として、鍋島家内における主従関係の在り方を考慮する必要があるようと思われる。すなわち、近世における主従関係は、主君と家臣の属人的関係から、一七世紀中頃以降、「家」と「家」との関係に変化していくが、根幹は主君による知行下賜（「御恩」）と家臣による役負担（「奉公」）により成り立っている。しかし鍋島家では、早くも慶長一五年家臣団に対して知行の三割を上地させた三部上地以降、藩財政の窮乏により家臣団からの出来・馳走銀米が常態化し、蔵入方と家中財政を一体とする〈ゆいの論理〉を生み出していた。³⁰⁾ 一例として、一八世紀後半、本家当主治茂により実施された藩政改革では、家臣からの上申書において、「当分者御借銀等ニ付而御入方可有之間、三部、又ハ武部半を上ニシテ、近年之内者御馳走銀方被差上候半而不相成」と、出来・馳走銀米が、藩財政に少なからざる位置を占めていることが指摘されている。しかし、これらは本来奉公のために使われるはずの家臣団の知行・俸禄から差し出しているため、家臣団も「諸組共至極及困窮、武具・馬具二至る迄、金ハ有之間敷候」という状況であった。家臣団の経済的困窮は、奉公の質にかかる問題であることから、大名当主は、家臣団の奉公に報いるため、知行の増加、金銀・道具類の下賜、身分格式の上昇など、様々な褒美を与えたが、ここで注目したいのは、奉公に対する意欲を引き出す

上で、「御家」の歴史に依拠した動機付けを行つてゐることである。明和九年九月、治茂は三家以下、家臣団に対して、勝茂が制定した鍋島家の藩法というべき「鳥之子御帳」の改正を仰せ渡すなかで、「公私之物入多、勝手向逐日差支、到而近年は漸當然を凌候事ニ相成、忠孝仁義之道も難相立候（中略）我等代始々も家中并下々迄困窮之段、連々令承知、朝暮心を苦事候」と、現在、勝手向の困窮から忠孝仁義の道が立ち難くなつており、家臣団の経済的困窮も承知していると述べた後、家臣に対して、「先祖草創之御辛労を察し、國家之根元堅固ニ相立、國中端々ニ至ル迄、不順之支配なく四民致安堵候様、忠孝真実之志を励、各可被尽職分儀勿論候、於然は、對國家候而は中興之大功、對先祖候而は累代之可為追孝、寄合日其外不時之参会、何れも無懈怠致出仕、國家ニ相懸儀は勿論、万端身ニ引請候而令吟味」³²⁾ るように、「御家」の草創期における先祖の辛労を察し、四民が安堵する政治を行うため、忠孝真実の志に励み、それぞれの職分を尽すよう強調している。主従の経済的困窮が進行するなかで、主君は、実際に幕藩官僚として藩政を担つてゐる家臣団の「御家」に対する帰属意識を高め、職務への意欲を引き出す必要があつた。

もつとも、戦死者を出していない「家」であつても、近世武家社会では、先に見たように、幕藩官僚として自身の職務を怠惰なく勤めることが功となり忠として認められていたことから、日常の奉公＝忠に励むことで、たとえ家名が断絶することがあつても、再興を期待できた。一例をあげると、天保七年一二月二一日、代々請役家老を勤めてきた多久家当主茂澄（親類同格）は、当主直正の妹で自身の正室の妹でもある區姫と密通した疑いにより牢人に処され、一旦家名断絶となつた。翌日、子茂族に、減知の

上、七千石が安堵された。同一四年二月一五日、茂澄に対して、「先祖抜群之依勲功」という理由から恩赦が発せられ、茂澄の罪が許され、多久家に対しても、元通りの知行地が返還された。⁽³³⁾この事例は、改易・牢人となつたのが、たつた一日という極めて短期間であつたものの、恩赦が発令された理由に注目するならば、先祖が勲功を有しているから罪を許すというものであり、勲功があれば「家」が再興するという藩側の認識を如実にあらわしている。だからこそ、家臣に対しても勲功＝奉公を行うように求めるのである。

おわりに

本稿で述べてきたことを簡単にまとめておくと、近世初頭における藩祖直茂の追善供養は、狭義の鍋島の「家」の葬送儀礼として出発したが、戦死者や殉死者の子孫とともに年忌法要を営む「御家」の行事にまで拡大され儀礼化していく。特に、合戦の戦死者供養における参加者は、戦死者の子孫に限定されていたが、戦死者の調査を藩は各法要毎に行つていた。また、戦死した先祖を持つ家臣から藩へ由緒を提出して認知されることで、参加が認められた。それから、佐賀藩では、戦死者の子孫であれば、恩赦の対象となつたり、時に断絶となつても家名が再興されることもあつた。このため家臣にとって、戦死者の子孫であるか否かは重要であり、年忌法要における焼香という儀礼も単なる儀礼的行為ではなく、極めて政治的な意図を持つ葬送儀礼であつた。藩側からすれば、先祖の戦死・戦功と結び付いた恩赦によって家臣の「家」を再興させることで、大名当主が家臣團の「家」の連續に配慮していることを示すとともに、先祖の忠

節を模範として、「御家」への帰属意識を高めていこうとする政策であったと考えられる。

はじめに述べた通り、中世では幕府が敵味方の区別無く行つてきた戦死者の追悼が、近世になると藩が、それも味方のみ供養を行つて�다。本稿では江戸幕府の戦死者供養について検討することが出来なかつたため、幕府が諸藩の戦死者を供養する意思があつたかどうかを判断することは難しいが、各大名家が経験・参加した合戦の歴史が、中央政権とは関係の無い、いわば局地的な戦いであれば、江戸幕府が法要を行う必要も無いことは容易に想定できる。しかし幕府が関ヶ原の戦いや大坂両陣、さらに島原の乱といった諸大名家が参加した合戦における戦死者、つまり將軍から見て陪臣までを対象として、彼らの子孫を参加させるような慰靈を行つていないことは、幕府であつても、諸藩の戦死者供養を行つことが出来なかつたと捉えることも可能であるようと思われる。佐賀藩では家臣団の戦死・戦功と家名再興とが大きく関連する様になり、恩赦は大名家の領主的権能として刑罰権と密接に関連している。このため、幕府は大名家の恩赦に直接介入して、恩赦の発令を中止させたり、恩赦の可否そのものに変更を迫るというようなことは無かつた。佐賀藩では恩赦を戦死・戦功と結び付けて発令されることがあり、戦死者を出した家の子孫（家臣）もまた、先祖の戦死は「御家」のためという認識であつた。こうした戦死者を取り巻く環境のなかで、藩祖の年忌法要や合戦の追善供養が営まれており、それは、藩主と家臣それが共有する歴史を具現化した行為として、幕府であつてもこれに関与することは出来なかつたと思われる。

【註】

- (1) 川合康・堀新「頼朝の「呪縛」、信長の「構想」」(アリエス)二、二〇〇五年)。
- (2) かかる点については、拙稿「先祖の戦功をめぐる「御家」内の動向について—佐賀鍋島家の系譜認識と戦功書の成立・作成状況—」(論集きんせい)二八号、二〇〇六年)においてまとめたので、参照されたい。
- (3) 同右拙稿論文。
- (4) 『佐賀県近世史料』第一編第二巻、「勝茂公譜考補」六四〇頁。
- (5) 註(2)拙稿論文。
- (6) 『佐賀県史料集成』一二巻、「坊所鍋島家文書」六三五号。
- (7) 『佐賀県史料集成』一二巻、「坊所鍋島家文書」六三六号。
- (8) 『佐賀県史料集成』一二巻、「坊所鍋島家文書」六六四号。
- (9) 『佐賀県史料集成』一二巻、「坊所鍋島家文書」五四六号。
- (10) 『佐賀県近世史料』第一編第四巻、「吉茂公御年譜」一五六頁。以下、直茂一〇〇年忌については、同上史料に拠る。
- (11) 註(2)拙稿論文。
- (12) 『鍋島文庫』鍋島報效会所蔵、佐賀県立図書館寄託。以下、「鍋島」と略称する。
- (13) 「御記録」(鍋島) 天明三年。
- (14) 「鍋島市佑家資料」佐賀県立図書館蔵。
- (15) 佐賀藩の恩赦については、拙稿「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」(歴史学研究)八六二号、二〇一〇年)を参照されたい。
- (16) 『佐賀県近世史料』第八編第三巻「石田私史」二八一頁～二八二頁。
- (17) 分家大名である小城鍋島家の事例だが、同家の「日記」(小城鍋島家文庫)佐賀大学付属図書館所蔵)文化四年七月二二日の項には、元家臣仁戸田平八が前々年に牢人となり配所は山代郷であり「つつしんでいる」必要があるにも関わらず、「御構場所」に入り込んでいるので捉えて欲しいとの願いがあつた。
- (18) 「白石鍋島家文書」(鍋島報效会所蔵)。
- (19) 「御意請」(鍋島)によれば、文化一四年九月、今後直茂の年忌は「日峯様御年祭」と唱える様に触れられている。
- (20) 『佐賀県近世史料』第一編第九巻「泰國院様御年譜地取」五一頁。
- (21) 『佐賀県近世史料』第一編第四巻「吉茂公御年譜」二六三頁。
- (22) 「深恭様御祭祀ニ付戰死子孫調」(鍋島)。以下、千綿家の事例は同史料に拠る。
- (23) 『佐賀県近世史料』第一編第七巻「泰國院様御年譜地取」三一九頁。
- (24) 本稿では『富士町史』から引用した。
- (25) 『佐賀県史料集成』二八巻、「小川家文書」七三号。
- (26) 岩波思想体系二六『三河物語 葉隱』(岩波書店、一九七四年)「聞書」一、一二一。
- (27) 小城市立歴史資料館所蔵「星野家文書」(佐賀県古文書集成)第二八巻「星野家文書」二に翻刻がある。なお、星野家はその後鍋島家へ臣従している。
- (28) 小城藩「日記」(小城鍋島家文庫)佐賀大学付属図書館所蔵)天保七年四月二二日の項。
- (29) 『佐賀県近世史料』第一編第五巻「泰國院様御年譜地取」三四一頁～三四二頁。
- (30) 高野信治「藩国と藩輔の構図」(名著出版、二〇〇二年)一九六頁。
- (31) 「御仕組八ヶ条」(鍋島)。
- (32) 『佐賀県近世史料』第一編第五巻「泰國院様御年譜地取」四九八頁～四九九頁。なお、上記翻刻史料のなかで、朱字書き入れや抹消文字については筆者が補筆訂正した。
- (33) 「御屋形日記」多久市立郷土資料館所蔵)。
- (佐賀大学地域学歴史文化研究センター非常勤博士研究員)